

入 札 公 告

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

令和7年(2025年)11月13日

下関市長 前田 晋太郎

記

1. 業 務 名 令和7年度 後田町9号線道路排水路整備工事に伴う
建物等事後調査業務
2. 業務場所 下関市 後田町四丁目
3. 業務期間 契約締結日以降指定の日から令和8年2月27日まで
4. 業務内容 建物等事後調査 3件（建物2棟、工作物3箇所）
（詳細は別途仕様書のとおり）
5. 入札条件
 - （1）地方自治法施行令第167条の4に規定する者に該当しないこと。
 - （2）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿における大分類「調査・研究」小分類「調査・分析」に登録があり、下関市内に本店又は契約締結権のある営業所等を有すること。
 - （3）令和2年度以降に、国又は地方公共団体その他公共団体と、本業務と種類をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらすべてを誠実に履行していること。
 - （4）この公告の日から入札日までの間において、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。
 - （5）入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続が完了し、入札参加資格を認められていること。
6. 申請方法

「入札参加資格確認申請書」（様式1）に次に示す書類を添付し、下関市建設部道路河川建設課庶務係（〒750-8521 下関市南部町1番1号）に持参又は郵送（提出期限までに必着のこと）すること。

添付書類 「同種業務の実績調書」（入札条件（3）の内容が確認できる書類）
7. 申請書提出期限

申請書の提出期限は、令和7年11月25日（火）午後5時までとする。

なお、申請書及び添付書類が不備の場合、又は提出期限を経過した場合は受理しない。

8. 入札参加資格の決定

入札参加資格の審査結果は、入札参加資格確認通知書（様式2）により令和7年11月27日（木）までに電子メールで通知する。
承認の通知を受けた者は、入札参加資格があるものとする。

9. 契約条項を示す日時及び場所

- （1）日 時 令和7年11月13日(木)から令和7年12月1日(月)午後5時まで
- （2）場 所 下関市建設部道路河川建設課及び下関市ホームページ

10. 質問の方法

- （1）本業務の参加申込等に関する質問は、下関市建設部道路河川建設課に電子メール又はファクシミリにて送付すること。送信後は電話にて着信確認を行うこと。
（電子メール：ksdoroka@city.shimonoseki.yamaguchi.jp）
（FAX番号：083-231-1398）
- （2）質問の期限は、令和7年11月21日（金）午後4時までとする。
- （3）質問の回答は、後日速やかに質問提出者のみに電子メール又はファクシミリにより回答する。

11. 入札方法

- （1）持参によること。郵便による入札は認めない。
- （2）入札において使用する入札書は、別添様式（様式3）を使用すること。
- （3）落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額を持って落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- （4）代理人をして入札させるときは、委任状（様式4）を提出すること。
- （5）入札会場への入場は、1入札者（個人、法人を問わない）につき、1人までとする。

12. 入札日時等

- （1）入札日時 令和7年12月1日（月）午後2時
- （2）入札場所 下関市役所本庁舎5階西棟506会議室

13. 入札保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、入札参加資格確認通知書（様式2）と併せて通知する。

14. 契約保証金

下関市契約規則による。納付の要否及び方法等については、落札者に対して別途通知する。

15. 再度入札

再度入札の実施回数は2回までとする。初度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、再度入札に参加できないものとする。2回目の再度入札においては、1回目の再度入札において無効入札とされた者又は最低制限価格に満たない者は、参加できないものとする。

16. 最低制限価格

本業務は最低制限価格を設定する。最低制限価格に満たないものは落札外とする。最低制限価格は、下関市建設工事に関する調査設計等業務委託最低制限価格制度実施要領第4条第1号（業務区分：補償関係コンサルタント業務）の規定により算出された価格とする。

17. その他

- (1) 入札書等の契約に関する書類の作成に当たっては、消せるボールペンは使用しないこと。
- (2) 入札参加申請を行った者のうち入札参加資格がないと認められる者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を下関市建設部道路河川建設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) (2) に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札に参加する者に必要な資格のないもの及び虚偽の申請を行った者のした入札及び関係法令等に定める条件に違反した入札は無効とする。
- (5) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったとき、その者のした入札は無効とする。
- (6) 次に掲げるものの一に該当する入札は無効とする。なお、再度入札を実施する場合、無効入札とされた者は再度入札に参加できないものとする。
 - ア 入札者が明確でないもの又は入札価格を判読することができないもの。
 - イ 入札者の記名押印のないもの又は住所の記載のないもの。
 - ウ 金額を訂正した入札書によるもの。
 - エ 委任状を持参しない代理人のしたもの。
 - オ 無権代理人又は1人で2人以上の代理をした者がしたもの。
 - カ 入札保証金の納付がないもの又は不足するもの。
- (7) 入札において、事故が起きたときや不正な行為があると認められたときは入札を中止し、又は延期する場合がある。
- (8) 落札者が契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたときは、落札決定を取り消し、契約を締結しない。
- (9) 入札参加資格確認申請に係る費用は全て申請者の負担とする。なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返却しない。

以上